

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県館林市美園町26番14号
（有）星山商店
代表取締役 星山 高德

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和5年6月13日

大泉町長 村山 俊明



記

1 許可の有効期間

令和5年7月4日から令和7年7月3日まで

2 一般廃棄物の種別 可燃ごみ

3 事業の範囲 収集及び運搬
大泉町内

4 許可条件

(1) 可燃性ごみは、太田市外三町クリーンプラザに搬入すること。

(2) 法令、町条例等を遵守すること。